



【静岡県宅建協会宛に提出する書類一覧】 変更・廃業時(個人用)

令和6年2月

◆  は、静岡宅建の書式で、静岡宅建に提出する書類です。

◆  は、静岡県庁の書式で、静岡宅建に提出する書類です(静岡宅建から県土木へ提出します)。

◆  は、静岡県庁の書式で、県土木へ提出した書類の中から、写しを宅建協会へも提出する書類です。

◆  は、静岡県庁の書式で、県土木・静岡宅建とも写しを提出する書類です。

届出事項	事務所										姓名				住所電話			従業者				注意事項
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
	商号	住所	電話番号	事務所の建物内の移動、同一敷地内移動	HP・メールアドレス	政令使用人	筆頭の専任取引士	専任取引士	筆頭以外の専任取引士	代表者	政令使用人	筆頭の専任取引士	筆頭以外の専任取引士	代表者	筆頭の専任取引士	筆頭以外の専任取引士	新たに從事する	従事しなくなった	氏名変更	退会・廃業		
静岡県宅建協会	宅建協会用会員名簿登載事項変更届(宅建変更様式①)	○	○	○	△		○	○			○	○										「△」謄本番地が変わる場合は○、変わらない場合は×。
	従業者変更届(宅建変更様式②)						△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	「△」代表者・政令使用人の従事、従事しないがあった場合は○、無ければ×。
	アドレス変更届(宅建変更様式③)					○																
	退会届(宅建退会様式①)																				○	
保協会	保証協会用会員名簿登載事項変更届(保証変更様式①)	○	○	○	△						○											「△」謄本番地が変わる場合は○、変わらない場合は×。
	保証協会廃業・退会・事務所廃止届(保証退会様式①)																				○	※保証協会グレーの看板(B4返却 イメージ画像はここをクリック)
県土木へ提出 <small>した書類の写し</small>	略歴書						○															写し
	従業者名簿(加筆・訂正する)(様式8号の2)										○	○	○	○					○	○	○	
	廃業等届出書(様式三号の五)																				△	「△」大臣免許の場合は○、県知事免許の場合は×。 ※県庁受付印があるもの

宅地建物取引士証関係 (※宅地建物取引士本人が手続きをする書類です)

その他	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(様式七号)	△							☆	☆	☆	△	△	○	○	△	○	○	☆	☆	△	☆	「△」宅地建物取引士証の交付をしている場合は提出、無ければ×。 「☆」入退社や他部署異動の場合は提出。専任への就退任や本支店間の異動等、勤務先名称に変更がなければ×。 ※事前に静岡県庁へ提出する必要があります。申請の流れは下記①と②のリンク先を順番にご確認ください。 ① 各種変更・登録移転・削除 https://www.shizuoka-takken.or.jp/realestatenotary/?link=3#link ② 新規・書換・再交付 https://www.shizuoka-takken.or.jp/realestatenotary/?link=2#link
	取引士証書き換え交付申請書(様式七号の四) (添付書類) 宅地建物取引士証 カラー証明写真(縦3cm×横2.4cm)											△	△	○	○	△	○	○				△	「△」宅地建物取引士証の交付をしている場合は提出、無ければ×。